



www.alpajapan.org

日乗連技術情報

ALPA Japan Technical Information

Date 2014.6.3

No. 37 - T01

発行：日本乗員組合連絡会議/ALPA Japan
Dangerous Goods 委員会

〒144-0043

東京都大田区羽田 5-11-4

フェニックスビル

TEL.03-5705-2770 FAX.03-5705-3274

E-mail:office@alpajapan.org

Dangerous Goods 委員会技術情報

乗員乗客に認められた、危険物輸送の例外（2014年改訂版）

日常生活や旅行中に使用する消費材等の中に、航空輸送上は危険物に相当するものが含まれていることは一般に知られていません。どのようなものが禁止あるいは量や数を制限されているのかを判断することは、乗員や乗客にとっては難しいことです。

添付のリーフレットは、実際の制限を PIC が確認するための手段として、IATA 危険物規則書（DGR : Dangerous Goods Regulations）2014年版の記述を基本にして作成されています。

会社や国の基準でさらに詳細な制限のある場合は当該会社 OM を参照する必要もあります。近年、バッテリーに代表されるように、諸外国においても様々な規定類の変更・更新が行われています。社内規定など、常に最新の規定・制限を確認する事を推奨します。

表の構成

〔 以下のことがチェックできます 〕

1. 持込手荷物とすることが出来るのか。
2. 受託手荷物とすることが出来るのか。
3. 身につけて搭乗出来るのか。
4. 航空会社の許可を必要とするか。
5. 搭載位置を機長に通知することが要求されるか（NOTOC や S/L 通知書が必要か）。
6. 必要な量の制限や取り扱い上の注意はどのようなものか。

注）乗員乗客は保安検査場を通過する際、保安基準上、危険物基準を超える制限を空港当局からさらに受けることがあります。

今年度の主な改訂点

- バッテリーを装備した車椅子/移動補助機器、水銀気圧計または温度計、医療用酸素を輸送する場合には運航者は機長に報告することが求められる。
- 分類 9 の名称が『環境有害物質を含むその他有害物質および物品』に変更。また“Capacitor”（コンデンサー）が追加された。
- 放射性物質の運送において、安全確保と放射線からの人的および環境保護という目的を達成する為の3要素（a）放射能制限等に応じた段階的アプローチ（b）収納容器の安全性確保（c）行政管理（含む当局承認）を導入。
- 携帯医療用電子機器が受託手荷物として不可となった。一部例外あり。
- 放射性物質 Type B の空容器の場合、核種名は遮蔽材の物質名と、物理的および化学的形態を記載すること。尚、容器の認定時の核種名と異なってもよい旨の追加。
- 放射性物質（除く適用除外放射性輸送物）は分類 1（除く 1.4S）と同一貨物室に搭載してはならないと従来より大幅に緩和（従来は分類 1, 2, 3, 8）。

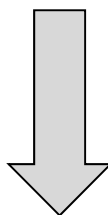
（裏面に続く）



JPG-日本(Japan)に関する政府例外規定も以下のように改訂されています。

2013 年度版 (DGR 54 版)

- JPG-02 放射性輸送物の外面から 1m 離れたところにおける放射線レベルは専用搭載 (a full Load) の場合でも 0.1mSv/h を超えてはならない。
- JPG-11 放射性物質 (第 7 分類) で適用除外放射性物質を除くものは、第 1 分類、第 2 分類、第 3 分類、または第 8 分類の危険物を収納した包装物と同じ貨物室内に一緒に搭載してはならない。
- JPG-17 放射性物質を収納した貨物コンテナおよび、オーバーパックの放射線レベルはその外面において 2mSv/h を超えず、また外面から 1m の距離において 0.1mSv/h を超えてはならない。
- JPG-20 天地方向 (容器の向き) に規定されている要件は 120ml 又はそれ以下の内容容器に入った引火性液体を含む組み合わせ容器にも適用しなければならない。
- JPG-21 毒物の副次危険性を有する物質には、全て毒物の副次危険性ラベルを添付しなければならない。



2014 年度版 (DGR 55 版)

- JPG-02 輸送物、オーバーパック、または貨物コンテナのいかなる外表面のいかなる点の最大放射線レベルは、専用搭載 (Exclusive Use) 下の輸送であっても、2mSv/h を超えてはならない。
- JPG-11 放射性物質 (第 7 分類) で適用除外放射性物質を除くものは、火薬類 (第 1 分類、隔離区分 S を除く) の危険物を収納した包装物と同じ貨物室内に一緒に搭載してはならない。
- JPG-17 放射性物質を収納した輸送物、オーバーパック、または貨物コンテナの外表面から 1m の距離における最大放射線レベルは 0.1mSv/h を超えてはならない。ただし、オーバーパックまたは貨物コンテナが日本の航空局に事前通知され、専用積載下で輸送される場合を除く。
- JPG-20 削除
- JPG-21 削除

以上

乗員乗客に認められた、危険物輸送の例外 DGR 55th Edition 2014

禁止品目	<人を無力化する装置>
	Mace（催涙ガス）あるいはPepper Spray（噴霧式一時抑制剤）等、刺激性または人を無力化する物質を含む物
	<電氣的衝撃等をあたえる武器>
	スタンガン（ティザー）のような電氣的衝撃を与える物で爆発物、高圧ガスやリチウムバッテリーを含む物
	<防犯用アタッシュケース、キャッシュボックス、キャッシュバッグ>
	リチウム電池、ガスや火薬等の危険物(規定量以上) が組み込まれた物 (一部例外有)
<液体酸素装置>	
液体酸素を利用する個人の医療用酸素装置は、身につけても受託でも持ち込み荷物でも、持ち込み禁止	

持ち込み手荷物として認められるか						制限／人
受託手荷物として認められるか						
身につけて搭乗できるか						
航空会社の許可を必要とするか						
搭載位置を機長に通知する事が要求されるか（NOTOC、S/L通知書が要求されるか）						
×	○	×	○	×	<弾薬>（個人用として使用される小火器の弾薬） 厳重に箱詰めされた物（爆発性、焼夷性弾薬を除く） UN0012(1.4S) 小火器用薬包（スポーツ用装弾等口径19.1mm以下散弾銃用は口径制限無） UN0014(1.4S) 小火器用空包（鳥獣駆逐、訓練、礼砲、調査、産業やスタートピストル用）	総重量 5Kg以下 1人1人個別に包装すること 各個人の許容量を合計して 纏めて包装してはならない
×	○	×	○	×	<引火性液体燃料がはいっていたキャンプ用ストーブと燃料コンテナ>	残燃料が、完全に排出されている事
○	○	○	×	×	<医療用/診断用 小型体温計> 個人用で小型の物、保護ケースに収納すること	1個、保護ケースに収納する事
×	×	○	×	×	<人体に移植された放射性同位元素の心臓ペースメーカー、その他の装置でリチウム電池により作動するもの> <放射性調剤> 治療の目的で結果として人体に入れられたもの	
×	○	×	×	×	<内燃機関、または燃料電池エンジン> エンジンには特別規定に従う	

乗員乗客に認められた、危険物輸送の例外 DGR 55th Edition 2014

持ち込み手荷物として認められるか					制限／人
受託手荷物として認められるか					
身につけて搭乗できるか					
航空会社の許可を必要とするか					
				搭載位置を機長に通知する事が要求されるか (NOTOC、S/L通知書が要求されるか)	
					バッテリーを装備した車いす / 移動補助機器 意図しない作動を防止する方法で輸送され、貨物等の移動により損傷しないこと 全てのバッテリーは短絡が生じないように保護され、しっかりと固定され、電気回路が抑止されなければならない リチウム電池が2個装備の場合、それぞれ160Wh以下
×	○	×	○	×	<防漏型バッテリー装備> 当該蓄電池を取り外せる場合 (折り畳み式など) ⇒ 機器は非危険物、蓄電池は貨物室に搭載し、 PICに場所通知
×	○	×	○	○	<非防漏型バッテリー装備> 常時直立の状態 で 搭載、固定、取り卸しが可能な場合 常時直立の状態 で 搭載、固定、取り卸しが不可能な場合 バッテリーを取り外し強固な容器に収納する、適切なラベル貼付など
×	○	×	○	○	<リチウムバッテリー装備> 電池は国連で証明された型式のものであること
○	×	×	○	○	<リチウムバッテリー装備で、取り外せる場合 (折り畳み式のもの) > 機器は非危険物 電池は300Wh以下であること 最大で300Wh以下の予備電池1個または160Wh以下の予備電池2個まで輸送可
○	×	○	○	×	<予備のリチウムイオンバッテリー (中型) > 100Whを超え160Wh以下 予備バッテリー2個
○	○	○	○	×	<内蔵されたリチウムイオンバッテリー (中型) > 100Whを超え160Wh以下
○	○	○	×	×	<リチウムメタルイオン バッテリーを内蔵している携帯電子機器> 腕時計・カメラ・PC・ビデオカメラなど。個人使用目的で携行するもの
○	×	○	×	×	<リチウムメタルイオン バッテリーを含む、全ての予備電池> 電池は短絡を防ぐために個別に保護されていない 電池は国連規格に合致する事

乗員乗客に認められた、危険物輸送の例外 DGR 55th Edition 2014

持ち込み手荷物として認められるか						制限／人
受託手荷物として認められるか						
身につけて搭乗できるか						
航空会社の許可を必要とするか						
搭載位置を機長に通知する事が要求されるか (NOTOC、S/L通知書が要求されるか)						
○	○	×	○	×	<ドライアイス> 生鮮食料品等の冷却用 注) JAL: 受託手荷物は、NOTOC必要	正味2.5kg以下 持込・受託手荷物合計総量
×	○	×	×	×	<非引火性ガス、非毒性ガスを含むスプレー缶> 受託手荷物のみ スポーツ用品または、日用品 副次危険性 (毒性、腐食性、酸化性等) のない物	Total 正味2Kg/2L以下 各々、正味0.5Kg/0.5L以下
○	○	○	×	×	<非放射性の医療品または化粧品 (スプレー缶を含む)> ヘアスプレー、香水、オーデコロン等の化粧品、アルコール類を含有する医療品等	スプレー缶の噴射弁は キャップで保護されている事
○	○	○	×	×	<アルコール飲料> アルコール分24%を超え70%以下 (アルコール分24%以下の場合には制限を受けない)	Total 正味5L以下 5L以下の小売容器に収納
×	×	○	×	×	<安全マッチの小箱、煙草用ライター> 個人使用目的、身につけて携行 吸収剤のあるオイルライター (Zippo)、吸収剤のない液化ガスライター (百円ライター) シガーライター、ブルーフレームライター、万能マッチは禁止	それぞれ1個/少量 予備燃料は全て禁止 点火に2回操作が必要
○	○	×	×	×	<炭化水素ガスを含むヘアカーラー> 機内では使用禁止 、発熱部は防護されている事	1個、予備は受託も持込も不可
○	○	○	○	×	<救命胴衣に装備した非引火性ガスシリンダー> 一人一装備 二酸化炭素または、非引火性ガスシリンダー (50ml以下のもの)	シリンダー2個/装備 予備カートリッジ2個
○	○	○	○	×	<救命胴衣以外の装置に装備した非引火性ガスシリンダー> (50ml以下のもの)	小型シリンダー4個
○	○	×	○	○	<医療用酸素 (気体酸素、空気シリンダー)> 会社規定を確認 不慮のガス排出防止措置がとられていること	総重量 5Kg以下/個 液化酸素は禁止
○	○	○	×	×	<エコ電球 (LED電球)> 個人用、家庭使用の物	販売用包装であること

乗員乗客に認められた、危険物輸送の例外 DGR 55th Edition 2014

持ち込み手荷物として認められるか						制限／人
受託手荷物として認められるか						
身につけて搭乗できるか						
航空会社の許可を必要とするか						
搭載位置を機長に通知する事が要求されるか (NOTOC、S/L通知書が要求されるか)						
○	○	×	○	×	<発熱物品> 水中トーチランプ・半田ごて等、電池で作動し、火災の原因となる極度の発熱する	発熱部分・バッテリーは分離 バッテリーは短絡防止装置
×	○	×	×	×	<透過装置> 空気汚染モニター装置のメモリ検査に使用される機器	
○	○	○	×	×	<防漏型の蓄電池が組み込まれた携帯電子機器> 個々の電池電圧12V以下、100Wh以下であること、機器は偶発的な作動から保護されており、予備電池は短絡しないよう保護	予備カートリッジ2個
○	○	○	×	×	<燃料電池および予備燃料カートリッジ> リチウムイオン・メタル以外の主なもの 液体：200mL以下、固体：200g以下、水素吸蔵合金内の水素：120ml以下の水溶性 液化ガス：120ml以下（非金属製） / 200ml以下（金属製）	予備バッテリー2個 機内での充電禁止 燃料を含んだ電池は持ち込みのみ可
○	×	○	○	×	<携帯用医療電子機器（AED等）> リチウムメタル/イオンバッテリーを含む物 リチウムメタル⇒リチウム金属量8g以下の物、リチウムイオン⇒160Wh以下の物 予備バッテリーは国連規格であり、個々に短絡防止措置がとられていること	予備バッテリー2個 予備は持ち込み手荷物のみ可

その他の品目	冷凍用液化窒素を含む断熱容器(Dry shipper)	非危険物を輸送する場合	受託・持ち込み手荷物可
	規定量の放射性物質を含む化学物質検査器	化学兵器禁止機構（OPCW）の人員移動のため所持する物	受託・持ち込み手荷物可
	雪崩遭難救助用バックパック	200mg以下の1.4Sの火薬類を含む物1個	受託・持ち込み手荷物可
	機械義肢用シリンダー(身につける物)	小型の非引火性ガスシリンダー、予備シリンダー（必要数）	受託・持ち込み手荷物可
会社規定確認	水銀気圧計、水銀温度計	気象庁または類似の機関が業務用として輸送する物	NOTOC必要 持ち込み手荷物可
	非伝染性の標本	少量の引火性液体と共に包装されたもの	受託・持ち込み手荷物可